

平成 31 年 2 月 28 日

イオン健康保険組合  
加入者の皆様

イオン健康保険組合

## 平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金の免除の期間延長について

平成 30 年 7 月豪雨で被災された方々の保険医療機関での一部負担金の取扱いについては、被害の甚大な状況に鑑み、一部負担金等の徴収免除を平成 31 年 2 月末迄実施しておりましたが、厚生労働省保険局の要請に基づき一部負担金の免除を平成 31 年 6 月末まで延長致します。一部負担金の免除の範囲、対象者の要件についての変更はございません。なお平成 31 年 1 月 1 日からの診療、調剤及び訪問看護については、イオン健保から交付された一部負担金の免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金の支払いを免除しております。

### 【記】

#### 1. 免除する一部負担金の範囲

保険医療機関等での以下の一部負担金等の支払いを免除いたします。

- ・ 一部負担金（通常 3 割負担）
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

#### 2. 対象者の要件（変更なし）

（1）及び（2）のいずれにも該当する加入者であること。

（1）平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村に住所を有する（豪雨発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の被保険者又は被扶養者。

（2）平成 30 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

#### 3. 取扱いの期間（延長後）

診療、調剤及び訪問看護分の一部負担金等について、平成 31 年 6 月末まで免除いたします。イオン健保から交付された一部負担金免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金の支払いを免除いたします。なお一部負担金免除申請書は、イオン健康保険組合ホームページに掲載済みです。

【問合せ先】イオン健康保険組合 TEL043-212-6048 までお願い致します。

以上